

赤穂市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月26日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第51号

赤穂市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
の一部を改正する要綱

赤穂市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成18年赤穂市訓令甲第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「48月」を「60月」に改め、同条第3項中「原則として」を削り、「以降の各月において支給」を「から開始し、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終了」に改める。

様式第1号中

「

⑤ 養成機 関及び修業 内容につい て	養成 機関名			
	住所	(〒 —)	電話 ()	—
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係 る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 その他()		

」

を

「

⑤ 養成機 関及び修 業内容に ついて	養成 機関名			
	住所	(〒 —)	電話 ()	—
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係 る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 その他()		

	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が（ある・ない）
--	-----------------------------------

に改める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項及び様式第1号の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の赤穂市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により提出されている書類は、この要綱による改正後の赤穂市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により提出された書類とみなす。